報告第21号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

令和元年12月17日提出

養父市長　　広　瀬　　栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内　容　等
第16号	令和元年12月６日	損害賠償の額を定め和解することについて	（内容） 令和元年10月21日、養父市八鹿町朝倉1261番地１で発生した公用車の事故についての物的損害 （損害賠償の額） 181,500円 （過失割合） 市　100％ （相手方） [redacted]